

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 8月 20日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 63 号

新潟市行政組織規則の一部を改正する規則

新潟市行政組織規則（平成19年新潟市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第5条都市政策部都市計画課の項を次のように改める。

都市計画課 街区液状化対策室

第6条都市政策部都市計画課の項中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、
第18号の次に次の1号を加える。

（19） 宅地液状化防止事業に関する事項

附 則

この規則は、令和7年8月20日から施行する。